

令和7年6月の面会方法



5月の面会方法と変わりありません。

入浴や排泄等により、面会中であっても職員が介助に入る場合がございます。

面会可能なのは、**不織布マスクを着用**できる人です。

※年齢制限なし。親族以外でも面会可能です。

※感染状況によっては、急遽面会を中止とすることがあります。

以下の場合には面会をお断りします。

- ・面会者本人に、過去7日間に37.0℃を超える発熱や風邪症状があった。
- ・新型コロナウイルスに感染し、発症から10日を経過していない。

＜面会方法と手順＞入居者様居室か屋外でア～ウの時間内。

①面会可能時間に施設にお越しください。

ア:10～11時半/イ:14～17時/ウ:19～20時(11時半/17時/20時までには退室)。

滞在可能な時間はアは最大1時間半、イは最大3時間、ウは最大1時間となります。

※午前と19時～は、R5.6以降に面会に来たことがあり、案内なしで居室まで行ける人。

※面会開始時刻の10時、14時、19時に関しては、数分前であっても施設内に入することはできません。

・1組の人数制限はありません。1日何組でも面会可能です。

※同じ面会者が同日に何度も面会することはできません。

＜面会に関するお問い合わせ＞

0566-46-5210
(9:00～18:00)



②面会者確認票をご記入いただきます。

・必ず不織布のマスクをご持参ください。着用が難しい場合は面会をお断りします。

③入居者様用のマスクを受け取ってください。

・面会者確認票と引き換えに、入居者様用のマスクをお渡しします。

④入居者様の居室か屋外での面会となります。

・居室がわからない場合は、事務所で確認ください(午前中と19時～は対応できません)。

・エレベーターは緑をご使用ください。

※面会開始時に、入居者様にマスクを着用してもらってください。

・職員に確認したいことがある場合は、居室のナースコールを押してください。

・面会中は、換気のために居室扉は全開にしておいてください。

・面会時間内であれば、外の公園等へも外出可能ですが、面会者確認票に記入いただいた方以外との接触は避けてください。

※面会中は、入居者様も面会者も飲食禁止です。

※入居者様も面会者もマスクを外さないでください。

※注意事項を守っていただけない場合は、一定期間の面会をお断りすることがございます。



⑤事務所に声をかけてからお帰りください。

6月は面会中止日はありません。